

奈良県告示第五百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	変更事項	
		旧	新
西浦 巧人	香芝市上中二六一―九	西浦接骨院	西浦鍼灸接骨院
西浦 弘治	香芝市上中二六一―九	西浦接骨院	西浦鍼灸接骨院
		変更年月日	
		平成二十九年十二月二十七日	
		平成二十九年十二月二十七日	